# 神通川国有林の地域別の森林計画書(案)

(神通川森林計画区)

(変更)

(令和7年12月変更)

計 画 期 間 自 令和 4年 4月 1日 至 令和14年 3月31日

林野庁中部森林管理局

森林法第7条の2第3項の規定において準用する第5条第5項の規 定に基づき、この国有林の地域別の森林計画の一部を変更する。

今回の変更は、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、保安林の整備及び治山事業に関する計画を変更するものである。 この変更は、令和8年4月1日に効力を生じるものとする。

#### (利用上の注意)

- ① 総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ 本文については、変更等を行った項目に係る部分を掲載している。

# 目 次

Π	計画事項	
第	5 計画量等	
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	1
(	(3) 実施すべき治山事業の数量	

## Ⅱ 計画事項

## 第5 計画量等

#### 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位:林班数

	森 林 の 所 在	治山事業施工		\ \		f.a.
市町村	区域	地区数	うち前半 5 年分	主な工種	備	考
富山市	205 • 206 • 207 • 213 • 214, 226 • 229	4	2	渓間工, 山腹工, 本数調整伐		
魚津市	54, 55, 56, 58 • 59 • 60	5	5	渓間工, 山腹工		
黒部市	25	1		渓間工, 山腹工		
上市町	$127 \cdot 128, \underline{129}, 130 \sim 132, 133 \cdot 134, 134 \cdot 135$	9	<u>7</u>	渓間工, 山腹工, その他		
立 山 町	137 • 138	1	1	溪間工, 山腹工		
朝日町	6, 11 · 12, 18	3	3	渓間工, 山腹工, その他		
	<u>=</u>	<u>23</u>	<u>18</u>			

注1 区域欄には、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域(単位流域)に属する 林班名を記載。

注2 治山事業施工地区数欄には、治山事業を実施する箇所(森林整備を除く。)に関係する林班数を計上。